



2016—2017

KAWANOE WEEKLY

H. 29. 2. 21

No. 32



ピエロ 油彩 谷 晶子



人類に
奉仕する
ロータリー

2016—2017年度国際ロータリー会長
ジョン F. ジャーム

- 会 長 横 内 文 行
- 幹 事 谷 裕 二
- 会報委員長 土 肥 義 紹
- 例 会 日 毎週火曜日
12:10~13:10
- 例 会 場 四国中央商工会議所
電 話 58-3530
F A X 58-6294
- 事 務 局 四国中央商工会議所
電 話 58-3530

火災と賠償事故

三 木 秀 二

新潟県糸魚川市で12月22日に発生した大規模火災で、144棟の建物が焼け、83%が全焼した。この火災の出火原因は、中華料理店の鍋の空焚きによるものとみられています。

被災した人たちにとっては、今後の生活再建や事業の再開などが大きな課題となりますが、今回の火災による損害は数十億円にのぼるとも言われています。では、店主は損害賠償の責任を負うのでしょうか？個人で全ての責任を負いきれるものではありません。

もらい火によって会社や工場が焼失してしまった場合

隣の建物などが火事になり、延焼（いわゆる「もらい火」）によって会社や工場が焼失してしまった場合、失火者（隣の建物の持ち主など）に対して損害賠償請求をすることはできるのでしょうか？

驚かれる方も多かもしれませんが、この質問への回答は、「失火者に『重大な過失』がある場合を除いて、損害賠償請求をすることはできない」というものになります。

それでは、なぜ、会社や工場が燃えてしまうという被害を受けたにもかかわらず、失火者に「重大な過失」がない限り、被害者は損害賠償請求をすることができないのでしょうか？

これは、「失火ノ責任ニ関スル法律」（以下、「失火責任法」といいます）が制定され、失火者の

損害賠償責任が法律により制限をされているためです。

失火責任法とは？

本来、不注意で火災を発生させ、自分の家財を焼失するだけでなく、隣接する会社や工場まで延焼させてしまった場合、民法によれば、過失（不注意）がある以上、失火者は不法行為に基づく損害賠償責任を負うことになりそうです。

しかしながら、木造家屋が多い我が国では、ひとたび火災が起ると広範に被害が拡大することが予想され、失火者に損害賠償責任を負わせれば過酷な結果になること、失火者自身も通常は自己の家財を失っており、これに加えて損害賠償責任まで負担させるのは人情に耐えないことなどを理由として、失火責任法が制定されています。

このことを被害者の立場からみると、隣の建物などの火災（「もらい火」）により会社や工場が焼失してしまった場合でも、失火者に「重大な過失」がない限り、失火者に対して損害賠償請求をすることはできないということになります。

このため、会社や工場からの出火の場合だけでなく、隣の建物等からのもらい火（延焼）による被害に備えるためにも、自分で火災保険に加入しておくことが大切になるのです。

どのような場合に「重大な過失」は認められているのか？

もっとも、失火責任法により失火者の責任が制限されているとはいえ、失火者に「重大な過失」がある場合には、民法の原則どおり損害賠償責任が認められることになります。

「重大な過失」とは、一般に、わずかの注意さえすれば、たやすく違法・有害な結果を予見することができたにもかかわらず、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意を欠如した状態（注意義務違反の程度があまりに重大なもの）と考えられています。

それでは、具体的には、どのような場合に「重大な過失」が認められているのでしょうか？

実際の裁判例では、寝タバコを原因とする火災、ストーブに火が付いたまま放置して外出し火災に至る場合、石油ストーブの火を消さずに給油をしたため、ストーブの火がこぼれた石油に着火して火災が発生した等の事例において、重大な過失があったと認められています。

爆発事故と失火責任法

ところで、いわゆる爆発事故については、失火責任法は適用されないとされていることに注意が必要です。

たとえば、プロパンガスの容器が転倒したことにより流出したガスへの引火を原因とする爆発事故について、福岡高裁昭和55年7月3日判決は、失火責任法の適用を明確に排除しています。また、放置されていたセルロイドの自然分解による爆発事故について、東京地裁昭和53年11月30日判決は、失火責任法の適用を排除しています。

そのため、爆発事故については、「重大な過失」がない場合でも、通常の過失が認められれば、失火者は損害賠償責任を負うことになります。

今回の糸魚川の火災は、中華料理店の店主が、鍋に火をつけたまま店を離れて空焚きを招いたということですから、「重大な過失」が認められる典型的な事例です。常時そばにいて火を監視していても火災の発生は避けられなかったというような特殊な事情でもない限り、店主は、損害賠償責任を免れないでしょう。また、刑事事件としても業務上失火等の罪に問われる可能性があります。

★★自己（会社）紹介等コーナー★★

「株式会社マサノ」

寺井 隆仁郎

わが社は、昭和27年11月先代社長である石川昌之が創業し、昭和34年3月有限会社石川紙紐製造所を設立しました。

当初は紙紐・紙バンドの製造販売を主とし、昭和42年頃から農家で使用する米麦紙袋（当時の食糧庁管轄30kg入り）に使われる米麦袋用紙バンドを製造し今日まで50年の長きに亘って携わっております。

スリッター加工は、昭和40年頃から地元の製紙会社から委託を受けロール紙を指定された寸法に再加工仕上げする事業を始めました。

当初は地場産業の紙のスリッター加工が中心でしたが、現在は不織布やフィルム等のスリッター加工・断裁加工・異物等を検査する検反加工等も行っております。

私は先代社長が病に倒れた為、昭和55年に当社に就職しました。大阪生まれの私でしたので初めは知り合いもなく、生活習慣も異なり少々戸惑いもありました。

そんな私も当地に来て今年で37年目を迎えます。

会社も山あり谷ありでしたがなんとか順調に推移し、知り合いもたくさんできました。

ここまで来れたのは今まで携わって頂いた地元の方々のおかげだと感謝しております。

当社も再来年には設立60年を迎えます。これからも地元に愛され、お取引様に愛され、従業員に愛されるような会社を目指して行こうと思います。

宜しくご指導のほどお願い致します。

第2691回 例会記録 H. 29. 2. 14

出席報告

- | | |
|----------------|--------|
| 1. 出席会員 (51名中) | 41名 |
| 2. 当日出席率 | 82.00% |
| 3. 前々回補足修正率 | 100% |

会長の時間

委員長の時間

- ・PETS参加報告
次年度会長 宇高 光重 会員
- ・出席報告 出席委員長 石村 榮一 会員

会務報告

1. 例会変更のお知らせ
【新居浜南ロータリークラブ】
①3月7日(火) 移動夜間例会
リーグ新居浜にてメーカーの受付をしております。(事前連絡必要)
②3月21日(火) 移動夜間例会
リーグ新居浜にてメーカーの受付をしております。(事前連絡必要)
2. ザ・ロータリアン 2017年2月号
3. ハイライトよねやま 203
4. 2017年2月・3月 近隣クラブ例会のお知らせ (出席委員会)

ニコニコニュース

横内…今日も自転車で庁舎まで走ってきて、庁舎の階段を駆け上がって、やっぱり息が切れてしんどかった。まだまだアイアンレースは無理なようです。まだまだ修行が足りないようです。

谷 …ハッピー・バレンタイン。
日本は女性から男性ですが、欧米では男性から女性、なぜ、また、いつから日本だけそうなったのか…今週土曜はIMがごさいます。宜しくお願い致します。

石川隆…野球同好会より連絡です。

今週2月16日(木)18:30～甲子園大会参加についてを含めた懇親会を行ないます。たくさんの方の参加をよろしくお願いします。

石川豊…2月5日(日曜日)にグランフォーレで梅錦立春朝しぼりをいただきました。

前日の朝のしぼりたてだったそうで、とてもフルティーでおいしかったです。グラスで2杯たて続けにグビグビ。立春朝しぼり最高!

石村榮…1/31の修正出席率、本年度2回目の100%出席です!

宇高光…①2月12日(日)、PETSに参加しました。次年度のRI会長とガバナーの方針を聞き、いよいよ次年度が近づいてきました。

②本日は、クラブ奉仕委員会の卓話です。宜しくお願い致します。

高原…久しぶりにFテーブル全員出席です。何よりのバレンタインデーの義理チョコになりました。

大西宣…先週は欠席しました。申し訳ございません。

庭の梅もつぼみが少し膨らんできました。春は近いようです。

本日はバレンタインデー。誰からもチョコレートはもらえないと思っていましたら、三谷会員より、「本日ニコニコは無いけれど、代わりにチョコレートを!!」と頂きました。誰からもらってもうれしいものです。ありがとうございます。

卓話 (クラブ奉仕委員会 担当)

「川之江ロータリークラブ

最近いろいろ」

宇高 光重 会員

— 近隣RCの例会日 —

- 2月23日(木)新居浜RC
(リーガ新居浜)
2月23日(木)観音寺RC
(観音寺商工会議所)
2月24日(金)伊予三島RC
(三島商工会館)
2月28日(火)観音寺東RC
(観音寺グランドホテル)
2月28日(火)新居浜南RC
(リーガ新居浜)

— 例会プログラム —

- 2月28日(火)
(青少年奉仕委員会 担当)
定例理事会